

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ハ. 規制改革					
<p>・スーパー中枢港湾構想の推進</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・アジアの主要港を凌ぐ港湾サービスを実現するため、先導的・実験的に民間ノウハウを活かし市場原理に立脚したコンテナターミナルの経営を実現する「スーパー中枢港湾（国際海上コンテナ輸送における構造改革モデル港湾）」を15年度中に指定する予定。</p> <p>・我が国におけるコンテナ物流のコスト・サービスを向上させるために、スーパー中枢港湾の育成のための先導的・実験的施策を含む今後の港湾政策のあり方について交通政策審議会答申がとりまとめられた (H14.11.20)</p>	<p>・H14.12.6の第二回スーパー中枢港湾選定委員会において「わが国経済活性化に向けたスーパー中枢港湾のあり方」及び「スーパー中枢港湾指定のための基準」がとりまとめられ、スーパー中枢港湾の役割と課題・あり方及び指定のための基準が定められた。</p> <p>・H15.1.14までに、スーパー中枢港湾の指定をめざし、7港湾管理者、1グループの応募があった。 (東京都、川崎市、横浜市、名古屋港管理組合、四日市港管理組合、神戸市・大阪市（1グループとして応募）、北九州市、福岡市)</p> <p>・H15.2.24に第三回委員会の議を経て、スーパー中枢港湾候補を選定。（東京都、横浜市、名古屋港管理組合、神戸市・大阪市、北九州市、福岡市）</p>	<p>・港湾管理に係る地方行政の広域連携の実現</p> <p>・次世代高規格コンテナターミナルオペレーターの育成</p>	<p>①第156回国会会期末</p> <p>・スーパー中枢港湾候補となった港湾の管理者は、</p> <p>1) 港湾の広域連携とコスト・サービス構造等の改革の促進、</p> <p>2) そのために必要な次世代高規格コンテナターミナルオペレーターの育成等の手順、</p> <p>3) これらを支える官民一体となった協力体制の構築、IT基盤等の確保、港湾を核としたロジスティクス機能の拡充、</p> <p>を具体化するための行動計画（スーパー中枢港湾育成プログラム）を作成</p>

	<p>・スーパー中枢港湾の育成に向けて、国土交通省港湾局と海事局とが共同で「スーパー中枢港湾選定委員会」を14年10月、12月に開催し、平成15年度中のスーパー中枢港湾の指定に向けて、中枢国際港湾の港湾管理者のなかから候補を募集し、各応募者から目論見書（スーパー中枢港湾育成に向けたアイデア）が提出された。</p> <p>H14. 10. 7第一回委員会開催 H14. 12. 6第二回委員会開催 H14. 12. 11～H15. 1. 14スーパー中枢港湾の指定を目指す港湾管理者を公募 H15. 1. 20～21応募者からのヒアリングを実施。</p> <p>・地方公共団体からの要望に応え、構造改革特別区域法に港湾法等の特例として特区内の重要港湾において行政財産である港湾施設の、たとえば30年間の、貸付けを可能とする制度を創設した。</p>			<p>②平成15年末 ・H15年度中に指定基準に適合する候補をスーパー中枢港湾として指定</p> <p>③それ以降 ・指定されたスーパー中枢港湾の育成プログラムの実施</p> <p>①第156回国国会会期末 ・特区法の特例部分は平成15年4月1日より施行される予定。</p>
--	--	--	--	--

ホ. その他の制度改革

<p>・特殊法人等改革 特殊法人等整理合理化計画の内容をできる限り早期に具体化するため、10法人について、今秋に臨時国会が開催されれば法案を提出できるよう作業中</p>	<p>国土交通省</p>	<p>第155回国会において以下の9法律が成立。 ・「独立行政法人鉄道・運輸施設整備支援機構法」 ・「独立行政法人国際観光振興機構法」 ・「独立行政法人水資源機構法」 ・「日本下水道事業団法の一部を改正する法律」 ・「日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律」 ・「東京地下鉄株式会社法」 ・「独立行政法人自動車事故対策機構法」 ・「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律」 ・「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律」</p>	<p>左記9法律により、7法人の独立行政法人化(新法人数は6)、3法人の民間法人化等が決定。</p>	<p>「特殊法人等整理合理化計画」(H13.12.19閣議決定)や「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」(H14.12.17閣議決定)に従った措置の実施。</p>	<p>左記9法律に基づき、10法人について、現在、新法人設立等の準備を行っているところ。 また、第156回国会に以下の3法案を提出中。 ・「住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案」 ・「独立行政法人都市再生機構法案」 ・「成田国際空港株式会社法案」 今後も、「特殊法人等整理合理化計画」(H13.12.19閣議決定)や「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」(H14.12.17閣議決定)に従い、必要な措置を講ずる。</p>
<p>スーパー中枢港湾構想の推進</p>	<p>国土交通省</p>	<p>再掲</p>			
<p>・国土交通関係の長期計画を一本化 ・緊急措置法の扱い</p>	<p>国土交通省</p>	<p>「社会資本整備重点計画法案」及び「社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」について、本年2月4日の閣議決定を受け第156回通常国会に提出。</p>		<p>・法案が成立次第、計画策定に向けた検討を行う</p>	<p>・15年度からの計画の実施に支障のないよう、平成14年度中の新法成立を目指す。</p>

	<p>・アウトカム（成果）目標に重点を置き、総事業費は内容としない社会資本整備重点計画に一本化</p> <p>・都市公園、下水道、港湾の緊急措置法の廃止、治山治水緊急措置法について治水事業に係る規定の廃止、道路整備緊急措置法及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法について、長期計画に係る規定の廃止等</p>		
--	--	--	--

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
八. 規制改革					
<p>3. 民間投資・消費を誘発する都市再生の促進 (2) 都市再生プロジェクト等の活用 ・以下のような都市再生プロジェクトを推進する。 羽田空港の再拡張・国際定期便の就航、成田高速鉄道等の整備、高規格コンテナターミナルの整備等国際物流拠点の形成。</p>	国土交通省	<p>(2) 輸出入・港湾行政手続きのワンストップサービス化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出入・港湾関連手続きのシングルウィンドウ化については、平成15年7月中の運用開始を目標に関係府省と連携、協力しつつ、鋭意システム開発作業中。 ・平成14年10月から11月にかけて、全国6箇所で、船会社、船舶代理店等利用者への関係府省合同による説明会を実施した。 ・港湾諸手続きの申請先の1つである港湾管理者（地方自治体等）に対して、シングルウィンドウ化の一翼を担う港湾EDIシステムへの参加の要請を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・船会社、船舶代理店等、民間事業者に対しシステム概要についての理解を深め運用開始時における利用拡大の素地を形成。 ・港湾管理者の平成15年度の港湾EDIシステム参加予定港湾数は、90港程度（平成14年度は31港）【港長については平成14年4月から全特定港（86港）で実施済】 	<ul style="list-style-type: none"> ・シングルウィンドウ化の円滑な導入に向け、関連システム間の接続試験を入念に行う必要がある ・システムについて、より一層の理解を得て、多くの方に利用してもらうために、具体的な利用方法等の説明会を実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国会会期末 ・関連システム間の接続試験を実施予定。 ・平成15年7月中を目標とするシングルウィンドウ化の実現に併せて正式運用を開始する港湾EDIについて、第156回国会において港湾法等一部改正を行い、国による適正な管理運営を実現する。 ②平成15年末 ・平成15年7月中（目標）の運用開始後、その成果等の評価を行う予定。 ③それ以降 ・当該評価等を踏まえつつ、見直しが必要なものについては、適宜、措置していく予定。

<p>3 (2) 都市再生プロジェクト等の活用 ・以下のような都市再生プロジェクトを推進する。 羽田空港の再拡張・国際定期便の就航、成田高速鉄道等の整備、高規格コンテナターミナルの整備等国際物流拠点の形成。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>(3) 湾内ノンストップ航行の実現等</p> <p>○船舶航行の安全性と海上輸送の効率性を両立させた海上ハイウェイネットワークを構築するため、以下のソフト施策とハード施策を有機的に組み合わせて実施。</p> <p>・新しい交通体系、管制制御手法等の検討を行っている委員会において、これまでの調査・検討を踏まえ、関係者の意見・ニーズ等を調査するとともに、シミュレーション等を実施し、ITを活用した航行規制の効率化によるノンストップ航行の実現に向けた</p> <p>1) 東京湾船舶交通体系委員会 平成15年2月 第2回委員会 平成15年3月 第3回委員会</p> <p>2) 東京湾管制制御システム委員会 平成15年2月 第2回委員会 平成15年3月 第3回委員会</p> <p>3) 東京湾リスクアセスメン</p>	<p>・東京湾で大規模海難が発生した場合の被害想定、安全性と効率性を両立させた新たな交通体系、湾内ノンストップ航行の実現に向けた所要の評価・検討を行うとともに、AISを活用した次世代型航行支援システムの実施設計の一環とした実証実験を行った。</p>	<p>・14年度の検討結果について安全性と効率性の両面からの総合的評価及び関係者の合意形成が必要</p>	<p>②平成15年度末 ・委員会を開催し、14年度の結果について安全性と効率性の両面から総合的に検討を行い、最終的な成案を得る。 ・東京湾及びその周辺海域においてAISを活用した次世代型航行支援システムの基盤となるAIS陸上局の整備を行う。</p>
---	--------------	--	--	--	--

・平成14年12月、AIS（船舶自動識別装置）を活用した次世代型航行支援システムの実施設計の一環として、東京湾及びその周辺海域を対象に平成15年度設置予定のAIS陸上局について、AISの通信・識別機能の確認及び有効エリア確定のための実証試験を実施した。

・東京湾等の輻輳海域において高速航行する船舶に求められる運航・性能要件を評価するため、高速船用シミュレータを整備
・シミュレータの機能の評価するため、船員経験者による予備的な実験を開始

・国際海上コンテナターミナルの整備、国際幹線航路におけるボトルネックの解消等の基盤整備を行っている。

・予備的な実験結果を基に輻輳海域での高速航行に係る課題を抽出し、平成15年度に実施するシミュレータ実験のためのシナリオを作成

・国際港湾機能強化のための事業の進捗等が図られた。例えば、18年度の供用を目指して名古屋港飛鳥埠頭南地区において大水深国際海上コンテナターミナルを着工

・実験シナリオの妥当性、設定された性能・運航要件の妥当性を評価するため、有識者による委員会を立ち上げるなどして検討を行う必要がある。

・国際港湾機能強化のための円滑な事業実施・推進

①第156回国国会期末：
・実際の航行に当たって想定されるシナリオの設定
・シナリオに基づいたシミュレータ実験による性能要件の抽出及び運航体制の提案
・安全性に係る評価指標の作成
・シナリオ、要件に対する検討委員会を立ち上げ
②平成15年末：
・シミュレータ実験を通じ、性能・運航上の要件に対する安全性評価及び要件設定を実施
・航行援助機能の提案
③それ以降：
・必要に応じ実船を用いた実証実験を実施

①～③：
引き続き、国際海上コンテナターミナルの整備、国際幹線航路におけるボトルネックの解消等、国際港湾機能強化のための基盤整備を推進。

<p>3. 民間投資・消費を誘発する都市再生の促進 (2) 都市再生プロジェクト等の活用 ・以下のような都市再生プロジェクトを推進する。 羽田空港の再拡張・国際定期便の就航、成田高速鉄道等の整備、高規格コンテナターミナルの整備等国際物流拠点の形成。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>(4) スーパー中枢港湾の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアの主要港を凌ぐ港湾サービスを実現するため、先導的・実験的に民間ノウハウを活かし市場原理に立脚したコンテナターミナルの経営を実現する「スーパー中枢港湾（国際海上コンテナ輸送における構造改革モデル港湾）」を15年度中に指定する予定。 ・我が国におけるコンテナ物流のコスト・サービスを向上させるために、スーパー中枢港湾の育成のための先導的・実験的施策を含む今後の港湾政策のあり方について交通政策審議会答申がとりまとめられた(H14. 11. 29)。 ・スーパー中枢港湾の育成に向けて、国土交通省港湾局と海事局とが共同で「スーパー中枢港湾選定委員会」を14年10月、12月に開催し、平成15年度中のスーパー中枢港湾の指定に向けて、中枢国際港湾の港湾管理者のなかから候補を募集し、各応募者から目論見書（スーパー中枢港湾育成に向けたアイデア）が提出された。 H14. 10. 7第一回委員会開催 H14. 12. 6第二回委員会開催 H14. 12. 11～H15. 1. 14スーパー中枢港湾の指定を目指す港湾管理者を公募 H15. 1. 20～21応募者からのヒアリングを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H14. 12. 6の第二回スーパー中枢港湾選定委員会において「わが国経済活性化に向けたスーパー中枢港湾のあり方」及び「スーパー中枢港湾指定のための基準」がとりまとめられ、スーパー中枢港湾の役割と課題・あり方及び指定のための基準が定められた。 ・H15. 1. 14までに、スーパー中枢港湾の指定をめざし、7港湾管理者、1グループの応募があった。 （東京都、川崎市、横浜市、名古屋港管理組合、四日市港管理組合、神戸市・大阪市（1グループとして応募）、北九州市、福岡市） 	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理に係る地方行政の広域連携の実現 ・次世代高規格コンテナターミナルオペレーターの育成 	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国国会会期末 ・平成15年2月24日に第三回委員会の議を経て、スーパー中枢港湾候補を選定。 ・候補となった港湾の管理者は、 1) 港湾の広域連携とコスト・サービス構造等の改革の促進、 2) そのために必要な次世代高規格コンテナターミナルオペレーターの育成等の手順、 3) これらを支える官民一体となった協力体制の構築、IT基盤等の確保、港湾を核としたロジスティクス機能の拡充、 を具体化するための行動計画（スーパー中枢港湾育成プログラム）を作成 ②平成15年末 ・H15年度中に指定基準に適合する候補をスーパー中枢港湾として指定 ③それ以降 ・指定されたスーパー中枢港湾の育成プログラムの実施
---	--------------	---	---	---	--

		<p>・地方公共団体からの要望に応え、構造改革特別区域法に港湾法等の特例として特区内の重要港湾において行政財産である港湾施設の、たとえば30年間の、貸付けを可能とする制度を創設した。</p>		<p>①第156回国国会会期末 ・特区法の特例部分は平成15年4月1日より施行される予定。</p>
ホ. その他の制度改革				
<p>3. 民間投資・消費を誘発する都市再生の促進 (2) 都市再生プロジェクト等の活用 ・以下のような都市再生プロジェクトを推進する。 羽田空港の再拡張・国際定期便の就航、成田高速鉄道等の整備、高規格コンテナターミナルの整備等国際物流拠点の形成。</p>	国土交通省	<p>・平成14年10月23日、「羽田空港再拡張事業工法評価選定会議報告書」がまとめられ、新設滑走路の建設工法について、提案された3工法（栈橋工法、埋立・栈橋組合せ工法、浮体工法）とも、適切な設計を行うことで建設可能とされた。 ・平成14年12月6日、「交通政策審議会航空分科会答申」がまとめられ、羽田空港再拡張のできる限りの早期着工・早期完成を図り、国際定期便の就航を図ることとされた。 ・平成15年度予算案において、着工準備調査費15億円が認められた。 ・平成15年1月16日、第1回「羽田空港再拡張事業に関する協議会」を開催し、国土交通大臣と首都圏関係7自治体首長との間で意見交換を行った。</p>	-	<p>・「羽田空港再拡張事業に関する協議会」を通じ、首都圏の関係自治体と協議・調整を行い、事業の円滑な推進を図る。</p> <p>① 「羽田空港再拡張事業に関する協議会」を通じ、首都圏の関係自治体と協議・調整を行い、事業の円滑な推進を図る。 ② 再拡張事業の着工に備えて環境影響調査・土質調査等を実施する。</p>

<p>3. 民間投資・消費を誘発する都市再生の促進 (2) 都市再生プロジェクト等の活用 ・以下のような都市再生プロジェクトを推進する。 羽田空港の再拡張・国際定期便の就航、成田高速鉄道等の整備、高規格コンテナターミナルの整備等国際物流拠点の形成。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>平成13年8月の都市再生プロジェクト第二次決定を踏まえ、平成14年度予算において、成田高速鉄道アクセスをニュータウン鉄道等整備事業費補助の対象事業とし、補助率を通常の18%から3分の1に引き上げた。 平成14年7月鉄道事業許可。</p>	<p>成田高速鉄道アクセスの整備により、成田空港と都心部の間の所要時間が30分台となり、空港利用者の利便性が大幅に向上するとともに、沿線地域の活性化が推進される。</p>	<p>—</p>	<p>平成22年度の開業に向け、引き続き整備を推進する。</p>
<p>3. 民間投資・消費を誘発する都市再生の促進 (2) 都市再生プロジェクト等の活用 ・以下のような都市再生プロジェクトを推進する。 羽田空港の再拡張・国際定期便の就航、成田高速鉄道等の整備、高規格コンテナターミナルの整備等国際物流拠点の形成。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>(1) 港湾の24時間フルオープン化 平成14年度において、港湾物流効率化推進調査委員会を設置し、コンテナターミナルゲートの24時間フルオープン化の実現に向けて、平成14年10月から本年1月にかけて横浜港において実証実験を実施し、本年3月には実証実験のとりまとめを行う予定。 また、平成14年度補正予算において、横浜港以外の港湾についても、各港湾ごとのコンテナターミナルゲートの24時間フルオープン化に向けた関係者の取組の支援、システムの検討等を行う予定。</p>	<p>昨年11月12日には、東京港をはじめ主要7港においてゲート作業を21時まで実施することが港運労使間で合意された。 また、年末年始において全国で合計630隻（昨年実績545隻）の船で荷役が実施された。</p>	<p>コンテナターミナルゲートオープン時間の更なる延長。</p>	<p>CIQ官庁等と連携しつつ、引き続き、関係者の取組を支援。</p>

<p>3. 民間投資・消費を誘発する都市再生の促進 (2) 都市再生プロジェクト等の活用 ・以下のような都市再生プロジェクトを推進する。 羽田空港の再拡張・国際定期便の就航、成田高速鉄道等の整備、高規格コンテナターミナルの整備等国際物流拠点の形成。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>(2) 輸出入・港湾行政手続きのワンストップサービス化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出入・港湾関連手続きのシングルウィンドウ化については、平成15年7月中の運用開始を目標に関係府省と連携、協力しつつ、鋭意システム開発作業中。 ・平成14年10月から11月にかけて、全国6箇所で、船会社、船舶代理店等利用者への関係府省合同による説明会を実施した。 ・港湾諸手続きの申請先の1つである港湾管理者（地方自治体等）に対して、シングルウィンドウ化の一翼を担う港湾EDIシステムへの参加の要請を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・船会社、船舶代理店等、民間事業者に対しシステム概要についての理解を深め運用開始時における利用拡大の素地を形成。 ・港湾管理者の平成15年度の港湾EDIシステム参加予定港湾数は、90港程度（平成14年度は31港）【港長については平成14年4月から全特定港（86港）で実施済】 	<ul style="list-style-type: none"> ・シングルウィンドウ化の円滑な導入に向け、関連システム間の接続試験を入念に行う必要がある ・システムについて、より一層の理解を得て、多くの方に利用してもらうために、具体的な利用方法等の説明会を実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国国会期末 ・関連システム間の接続試験を実施予定。 ・平成15年7月中を目標とするシングルウィンドウ化の実現に併せて正式運用を開始する港湾EDIについて、第156回国会において港湾法等一部改正を行い、国による適正な管理運営を実現する。 ②平成15年末 ・平成15年7月中（目標）の運用開始後、その成果等の評価を行う予定。 ③それ以降 ・当該評価等を踏まえつつ、見直しが必要なものについては、適宜、措置していく予定。
---	--------------	---	--	---	---

<p>3. 民間投資・消費を誘発する都市再生の促進 (2) 都市再生プロジェクト等の活用 ・以下のような都市再生プロジェクトを推進する。 羽田空港の再拡張・国際定期便の就航、成田高速鉄道等の整備、高規格コンテナターミナルの整備等国際物流拠点の形成。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>(3) 湾内ノンストップ航行の実現等</p> <p>○船舶航行の安全性と海上輸送の効率性を両立させた海上ハイウェイネットワークを構築するため、以下のソフト施策とハード施策を有機的に組み合わせて実施。</p> <p>・新しい交通体系、管制制御手法等の検討を行っている委員会において、これまでの調査・検討を踏まえ、関係者の意見・ニーズ等を調査するとともに、シミュレーション等を実施し、ITを活用した航行規制の効率化によるノンストップ航行の実現に向けた</p> <p>1) 東京湾船舶交通体系委員会 平成15年2月 第2回委員会 平成15年3月 第3回委員会</p> <p>2) 東京湾管制制御システム委員会 平成15年2月 第2回委員会 平成15年3月 第3回委員会</p> <p>3) 東京湾リスクアセスメン</p>	<p>・東京湾で大規模海難が発生した場合の被害想定、安全性と効率性を両立させた新たな交通体系、湾内ノンストップ航行の実現に向けた所要の評価・検討を行うとともに、AISを活用した次世代型航行支援システムの実施設計の一環とした実証実験を行った。</p>	<p>・14年度の検討結果について安全性と効率性の両面からの総合的評価及び関係者の合意形成が必要</p>	<p>②平成15年度末 ・委員会を開催し、14年度の結果について安全性と効率性の両面から総合的に検討を行い、最終的な成案を得る。 ・東京湾及びその周辺海域においてAISを活用した次世代型航行支援システムの基盤となるAIS陸上局の整備を行う。</p>
---	--------------	--	--	--	--

・平成14年12月、AIS（船舶自動識別装置）を活用した次世代型航行支援システムの実施設計の一環として、東京湾及びその周辺海域を対象に平成15年度設置予定のAIS陸上局について、AISの通信・識別機能の確認及び有効エリア確定のための実証試験を実施した。

・東京湾等の輻輳海域において高速航行する船舶に求められる運航・性能要件を評価するため、高速船用シミュレータを整備
・シミュレータの機能を評価するため、船員経験者による予備的な実験を開始

・国際海上コンテナターミナルの整備、国際幹線航路におけるボトルネックの解消等の基盤整備を行っている。

・予備的な実験結果を基に輻輳海域での高速航行に係る課題を抽出し、平成15年度に実施するシミュレータ実験のためのシナリオを作成

・国際港湾機能強化のための事業の進捗等が図られた。例えば、18年度の供用を目指して名古屋港飛鳥埠頭南地区において大水深国際海上コンテナターミナルを着工

・実験シナリオの妥当性、設定された性能・運航要件の妥当性を評価するため、有識者による委員会を立ち上げるなどして検討を行う必要がある。

・国際港湾機能強化のための円滑な事業実施・推進

①第156回国会会期末：
・実際の航行に当たって想定されるシナリオの設定
・シナリオに基づいたシミュレータ実験による性能要件の抽出及び運航体制の提案
・安全性に係る評価指標の作成
・シナリオ、要件に対する検討委員会を立ち上げ
②平成15年末：
・シミュレータ実験を通じ、性能・運航上の要件に対する安全性評価及び要件設定を実施
・航行援助機能の提案
③それ以降：
・必要に応じ実船を用いた実証実験を実施

①～③：
引き続き、国際海上コンテナターミナルの整備、国際幹線航路におけるボトルネックの解消等、国際港湾機能強化のための基盤整備を推進。

<p>3. 民間投資・消費を誘発する都市再生の促進 (2) 都市再生プロジェクト等の活用 ・以下のような都市再生プロジェクトを推進する。 羽田空港の再拡張・国際定期便の就航、成田高速鉄道等の整備、高規格コンテナターミナルの整備等国際物流拠点の形成。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>(4) スーパー中枢港湾の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアの主要港を凌ぐ港湾サービスを実現するため、先導的・実験的に民間ノウハウを活かし市場原理に立脚したコンテナターミナルの経営を実現する「スーパー中枢港湾（国際海上コンテナ輸送における構造改革モデル港湾）」を15年度中に指定する予定。 ・我が国におけるコンテナ物流のコスト・サービスを向上させるために、スーパー中枢港湾の育成のための先導的・実験的施策を含む今後の港湾政策のあり方について交通政策審議会答申がとりまとめられた（H14. 11. 29）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H14. 12. 6の第二回スーパー中枢港湾選定委員会において「わが国経済活性化に向けたスーパー中枢港湾のあり方」及び「スーパー中枢港湾指定のための基準」がとりまとめられ、スーパー中枢港湾の役割と課題・あり方及び指定のための基準が定められた。 ・H15. 1. 14までに、スーパー中枢港湾の指定をめざし、7港湾管理者、1グループの応募があった。 （東京都、川崎市、横浜市、名古屋港管理組合、四日市港管理組合、神戸市・大阪市（1グループとして応募）、北九州市、福岡市） 	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理に係る地方行政の広域連携の実現 ・次世代高規格コンテナターミナルオペレーターの育成 	<p>①第156回国国会会期末 ・平成15年2月24日に第三回委員会の議を経て、スーパー中枢港湾候補を選定。 ・候補となった港湾の管理者は、 1) 港湾の広域連携とコスト・サービス構造等の改革の促進、 2) そのために必要な次世代高規格コンテナターミナルオペレーターの育成等の手順、 3) これらを支える官民一体となった協力体制の構築、IT基盤等の確保、港湾を核としたロジスティクス機能の拡充、 を具体化するための行動計画（スーパー中枢港湾育成プログラム）を作成</p>
---	--------------	--	---	---	---

・スーパー中枢港湾の育成に向けて、国土交通省港湾局と海事局とが共同で「スーパー中枢港湾選定委員会」を14年10月、12月に開催し、平成15年度中のスーパー中枢港湾の指定に向けて、中枢国際港湾の港湾管理者のなかから候補を募集し、各応募者から目論見書（スーパー中枢港湾育成に向けたアイデア）が提出された。
H14. 10. 7第一回委員会開催
H14. 12. 6第二回委員会開催
H14. 12. 11～H15. 1. 14スーパー中枢港湾の指定を目指す港湾管理者を公募
H15. 1. 20～21応募者からのヒアリングを実施。

・地方公共団体からの要望に応え、構造改革特別区域法に港湾法等の特例として特区内の重要港湾において行政財産である港湾施設の、たとえば30年間の、貸付けを可能とする制度を創設した。

②平成15年末
・H15年度中に指定基準に適合する候補をスーパー中枢港湾として指定

③それ以降
・指定されたスーパー中枢港湾の育成プログラムの実施

①第156回国国会期末
・特区法の特例部分は平成15年4月1日より施行される予定。

<p>3. 民間投資・消費を誘発する都市再生の促進 (2) 都市再生プロジェクト等の活用 ・以下のような都市再生プロジェクトを推進する。 羽田空港の再拡張・国際定期便の就航、成田高速鉄道等の整備、高規格コンテナターミナルの整備等国際物流拠点の形成。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>(5) 幹線道路網とのアクセス性の向上 ・幹線道路網とのアクセス性を向上する基盤整備を行っている。</p>	<p>・港湾アクセスを向上するための事業進捗が図られた。例えば、東京港臨海道路1工区（大井埠頭その2～中央防波堤内側埋立地）は平成14年4月11日に供用開始。2工区については平成14年度新規着工。</p>	<p>・港湾アクセス向上のための円滑な事業実施・推進</p>	<p>①～③： 引き続き、東京港臨海道路等、港湾アクセス向上のための基盤整備を推進。</p>
---	--------------	---	--	--------------------------------	---